

## 若桜町監査告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年9月28日

若桜町監査委員 藤原重明

同 山根政彦

記

### 定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成29年9月27日（水）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 産業観光課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
  - がんばる農家・地域プランの進捗状況について
  - 契約事務について（工事関係を除く）
  - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。  
(2) 契約の手続き、締結、履行は、適切に行われているか。  
(3) 法令を遵守して事務事業が執行されているか
- 5 監査の結果
  - 氷ノ山スキー場駐車場の賃貸借契約6件について、更新手続きを遅滞なく進められたい。
  - イヌワシゲレンデ土地賃借料について、不動産鑑定士の意見を参考にするなど、賃借料の妥当性を検討されたい。
  - 旧戸倉トンネルの活用について、投資効果が得られるよう有効活用策を多面的に検討されたい。

以上